



以下の建物に、設置義務がある消防用設備等のうち、対象となる設備が一切設置されていない場合、重大な違反として公表します。

**対象となる建物 (特定防火対象物)**

飲食店や物品販売店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物



病院や福祉施設などの自力で避難することの難しい方が利用する建物

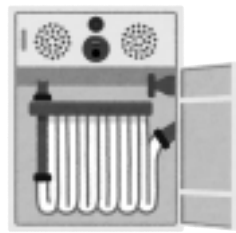


**対象となる消防用設備等**

スプリンクラー



自動火災報知機



屋内消火栓

# 始まります 違反対象物公表制度

## 被害の軽減を図るため、違反を公表

消防法では、建物の規模や用途に応じて消防用設備等（屋内消火栓やスプリンクラー、自動火災報知機など）の設置が義務付けられています。

しかし、設備不足や管理不十分などが原因で、多数の死傷者を出す火災は後を絶ちません。平成24年に広島県で起きた「福山ホテル火災」や翌年、長崎県で起きた「長崎市認知症高齢者グループホーム火災」では、消防用設備の不備を一因として多数の死傷者が出ました。

このような被害を繰り返さないために、消防庁の通知に合わせ、江別市でも平成30年4月1日から「違反対象物公表制度」を導入します。

## 違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法違反をホームページで公表する制度です。

## 増改築や用途変更で違反が発生する場合も

重大な消防法違反は、既存の建物を増改築したり、用途変更したりすることによって発生する場合があります。増改築工事や用途の変更を計画されている建物関係者

の方は必ず事前に消防署までご相談ください。

## 事前相談が必要な例

- 増築や改築、隣接している建物との接続を行う場合
- 飲食店、物品販売店、宿泊施設、病院、福祉施設などが新たに入居する場合
- 窓などの開口部を塞いでしまう場合

ご不明な点は消防署予防課が最寄りの消防署出張所にお問い合わせください。

【詳細】消防署予防課  
☎ 382-5430

## 冬の事故 災害への備え

【詳細】消防署消防課 ☎ 382-5479



### 事故に備える

屋根の雪下ろしを行う際は、転落防止の命綱をつけ、2人以上で行いましょう。

また、凍結路面での転倒事故を防ぐため、雪道は歩幅を小さく、ゆっくり歩きましょう。

### 災害に備える

災害時の避難に支障がないよう、建物の出入り口や非常口、屋外階段を除雪しましょう。

また、積雪で道路が狭まるため、緊急車両の通行を妨げないよう、路上駐車はやめましょう。特に消火栓前の路上駐車は、消火活動を妨げます。



江別市自治基本条例を身近に

## 学生目線の「啓発リーフレット」が完成

「江別市自治基本条例」を広く市民に知ってもらうため、市内4大学の学生らの協力でリーフレットを作成しました。

学生らは、平成29年6月から7月に開催されたワークショップで、条例を啓発するために盛り込むべき内容について「インパクトのあるものがよい」「江別のPRを入れてはど

うか」などの意見を出し合いました。

さらに、北海道情報大学でデザインを学ぶ学生と市が話し合いを重ねた結果、江別の特産である小麦にちなみ、トーストをイメージしたリーフレットが完成しました。



このリーフレットは、1月の成人のつどいで新成人に配るほか、公民館などの公共施設にて配布します。

**【詳細】** 市民生活課市民協働担当 ☎ 381-1124



啓発リーフレットをデザインした北海道情報大学の学生たち

### 「江別市自治基本条例」とは

- まちづくりの理念やルールなどを定めた条例で、平成21年7月に施行され、江別市の自治の基本を定める最高規範とされています。



駅周辺を線路に沿ってつなぐ

## 東西グリーンモールが開通



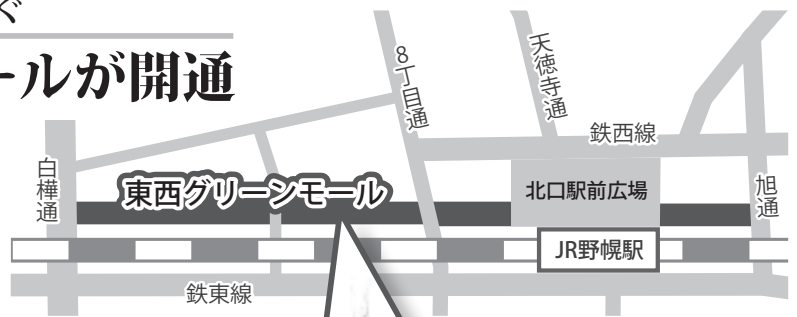
### 江別の顔づくり事業

江別の顔づくり事業では、既存の緑と調和した美しい景観、歩いて楽しいまちをつくるため、野幌駅から東西南北に延びる緑豊かな散策路・グリーンモールの整備を進めています。

12月15日(金)より野幌駅から白樺通までの区間が通行可能になり、白樺通から旭通までをつなぐ、れんが敷きの散策路が開通しました。

今後は、岩見沢方面へ7丁目通まで延ばしていく予定です。

**【詳細】** 街路整備課 ☎ 381-1082



## イシカリ150 ブックカバーのデザインを募集

2018年に北海道命名150年を迎えることを記念して、石狩管内の若年層を対象に「石狩地域の魅力」と「北海道命名150年」が伝わるようなブックカバーのデザインを募集しています。最優秀賞・優秀賞の作品は石狩管内の書店でブックカバーとして使用します。詳しくは石狩振興局のホームページへ (HP=<http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/150bookcover.htm>)。

**応募資格** 石狩管内在住、もしくは通勤・通学している15歳～29歳まで(平成29年4月1日現在)の方  
**応募締切** 平成30年1月31日(※消印有効) **【申込・詳細】** 北海道石狩振興局地域政策課 ☎ 204-5815